

申請保護者 各位

曾於市教育委員会

令和 6 年度準要保護児童生徒認定審査に係る課税証明書等の
提出について（依頼）

このことについて、準要保護児童生徒認定審査に必要ですので、下記のとおり提出してください。なお、提出は、一世帯につき一部です。兄弟姉妹がある場合は、長子の在学する学校へ提出してください。

記

1 提出書類

(1) 令和 6 年度（令和 5 年分）市県民税課税台帳記載事項証明書・・・①

世帯全員分を一部提出してください。令和 5 年 1 月～12 月の証明書が必要です。で、**6 月 1 日以降**に市役所本庁総合窓口又は大隅・財部支所地域振興課税務係窓口でお手続きください。運転免許証等の本人確認書類及びこの依頼書が必要です（この申請に限り曾於市で発行する証明書発行手数料は無料になります。）。

また、住民票上別世帯でも生計を同一にしている場合（単身赴任等を含む）は、その方の課税台帳記載事項証明書（所得額証明書）も必要です。

※令和 6 年 1 月 1 日現在で他市町村に居住していた方は、その市町村で証明書を取得してください（所得課税証明書等）。

(2) 収入額調書（様式第 2 号（第 6 条関係））・・・②

令和 5 年 1 月から 12 月の収入等について、御自分で記入してください。記入の際は、記入上の注意をよく読み、記入漏れや間違いの無いよう正確に記入してください（養育費や障害者年金等がある場合もすべて記入してください。）。

※実態との相違があった場合、認定を取消し支給済の援助費を返還していただく場合があります。

2 提出期限 令和 6 年 6 月 7 日（金） ※期限厳守（早めの提出をお願いします。）

3 提出先 長子の在学する学校 ※提出の前に再度①～②の確認をお願いします。

【問合せ先】

曾於市教育委員会教育総務課

担当：隅元

電話 0986-76-8871

【提出書類①見本】

必ず依頼文書（曽教総第106号）を持参し、
本庁総合窓口・各支所地域振興課税務係
窓口で手続きしてください。

市県民税 課税台帳記載事項証明書

令和6年度（令和5年分）

現住所 鹿児島県曽於市

氏名 生年月日 年 月 日 生

氏名	生年月日	(給与収入) 合計所得金額(円)	市民税		県民税		年税額(円)
			所得割(円)	均等割(円)	所得割(円)	均等割(円)	
		()					
		()					
		()					
		()					
		()					
		()					
		()					
		()					
		()					

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和6年 6月 1日

鹿児島県曽於市長
五位塚 剛



収入額調査書

保護者氏名	住 所	児童生徒氏名	学校名・学年			
	曾於市	町 番地	学校 第	学年		
			学校 第	学年		
			学校 第	学年		
自治会名	自治会		学校 第	学年		
電話番号	— —		学校 第	学年		
収入 (もれなく記入してください)						
児童生徒以外の世帯者氏名 (生計を同一にしている方全 てについて記入すること) (保護者名)	主たる収入額 (年額) A	年金など (年額) B	児童手当 (年額) C	児童扶養手当 (年額) D	その他(年額) E	小 計 A+B+C+D+E
	円	円	円	円	1. アルバイト 3. その他() 2. 養育費)	円
	円	円	円	円	1. アルバイト 3. その他() 2. 養育費)	円
	円	円	円	円	1. アルバイト 3. その他() 2. 養育費)	円
	円	円	円	円	1. アルバイト 3. その他() 2. 養育費)	円
	円	円	円	円	1. アルバイト 3. その他() 2. 養育費)	円
	円	円	円	円	1. アルバイト 3. その他() 2. 養育費)	円
	円	円	円	円	1. アルバイト 3. その他() 2. 養育費)	円
総 計						円
以上, 相違ありません。					保護者氏名	

記入上の注意

- 1 収入については、令和5年1月から12月までの収入です。A欄は課税台帳記載事項証明書を御確認の上、御記入ください。
- 2 E欄を記入する場合は、必ず該当する1～3のいずれかの番号に○をつけてください。また、3. その他に該当する場合は()に事項を記入してください。
- 3 世帯者氏名欄には、生計を同一にしている世帯(住民票の世帯ではなく実際の世帯)の児童生徒以外の方を全て記入してください。
- 4 A～E欄の金額につきましては、必ず通知書・通帳等を御確認の上、お間違えのないようにお願いします。
- 5 実態との相違があった場合、支給済の援助費を返還していただく場合があります。

